

令和8年3月17日

担当部局	岡山県備前県民局 地域政策部環境課
担当者	野崎、平岡
連絡先	086-233-9805(直通)

## お知らせ

産業廃棄物処理業者に対する行政処分を実施しました

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、産業廃棄物処理業者に対する行政処分を次のとおり行いましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 被処分者

(1) 住所 岡山県岡山市中区神下463番地2

(2) 名称 株式会社U<sup>う</sup>N<sup>の</sup>O<sup>けんせつこうぎょう</sup>建設工業 代表取締役 藤井<sup>ふじい</sup> 涼<sup>りょう</sup>

#### 2 処分内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

#### 3 処分年月日

令和8年3月16日

#### 4 処分理由

被処分者は、排出事業者（元請業者）が岡山市内の解体工事現場で排出した産業廃棄物を、岡山市長から法第14条第1項の許可を受けず、同工事現場から岡山市内の被処分者が使用する土地まで運搬し、同土地において積替え及び保管を行い、もって同項の規定に違反（無許可営業）した。

このことにより、法第14条の3の2第1項第5号の産業廃棄物処理業の許可の取消事由（違反行為をし情状が特に重いとき）に該当するに至ったため。

#### 5 許可の状況

産業廃棄物収集運搬業（許可番号 第03300237228号）

(1) 許可年月日 令和5年12月4日

(2) 許可の有効年月日 令和10年12月3日

(3) 取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスく

ず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず、がれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物及び水銀含有ばいじん等を除く。） 以上8種類